

各 位

2026 年 7 月 13 日
ハ ナ 信 用 組 合
理事長 青木雅行

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当組合の取引先である株式会社全東信が、2026 年 7 月 6 日付で大阪地方裁判所において破産手続開始決定を受けたことに伴い、下記のとおり同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当組合取引先の概要

- (1) 商 号 株式会社全東信
- (2) 所 在 地 大阪府大阪市中央区島之内 1 丁目 14 番 14 号東信ビル
- (3) 代表者の氏名 高山 萬保
- (4) 資 本 金 4,500 百万円
- (5) 事 業 の 内 容 クレジットカードによる売上の請求事務代行並びに売上代金の立替払

2. 当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2026 年 7 月 6 日 破産手続開始決定（大阪地方裁判所）

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

貸出金額 4,500 百万円 ※2026 年 7 月 6 日現在
(預金担保等で保全されていない金額 2,694 百万円)

4. 当該事実が当組合の業績に及ぼす影響

上記債権のうち、預金担保等で保全されない部分（2,694 百万円）については、回収見込を精査中であり、回収不能額が確定しだい速やかに引当処理を実施いたします。

なお、当組合の 2026 年 3 月期決算の主要計数は以下の通りであり、本事案については経営の安定性を損なうものではございません。

* 2026 年 3 月期決算の主要計数

経常利益	4,679 百万円
当期純利益	3,502 百万円
コア業務純益	3,941 百万円

以 上